

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会 議案目次

報告第 2 号	専決処分事項の報告について	1
報告第 3 号	専決処分事項の報告について	3
議案第 16 号	廿日市市まちづくり推進基金の設置、管理及び 処分に関する条例	5
議案第 17 号	廿日市市ふるさと応援基金の設置、管理及び処 分に関する条例	9
議案第 18 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例	13
議案第 19 号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	17
議案第 20 号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部 を改正する条例	21
議案第 21 号	廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一 部を改正する条例	25
議案第 22 号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正す る条例	91
議案第 23 号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	99
議案第 24 号	廿日市市水道事業における布設工事監督者等に 関する条例の一部を改正する条例	103
議案第 25 号	はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃 止する条例	107
議案第 26 号	廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止する条 例	111
議案第 38 号	過疎地域自立促進計画の変更について	115
議案第 39 号	市道路線の認定及び廃止について	119
議案第 40 号	損害賠償の額を定めることについて	123
議案第 41 号	工事請負契約の締結について	125

議案第 4 2 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 1 2 7
議案第 4 3 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	… 1 2 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 1 3 1

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成 30 年議案第 87 号により議決を得た大野東部公園整備工事（土地造成）の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 311,040,000 円」を「3 請負金額 321,022,440 円」に改める。

2 専決処分年月日 平成 31 年 1 月 18 日

(参考事項)

平成30年議案第87号により議決を得た大野東部公園整備工事（土地造成）の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要があるため、専決処分したものである。

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 199,954 円

2 専決処分年月日 平成 31 年 2 月 8 日

(参考事項)

平成31年1月6日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 16 号

廿日市市まちづくり推進基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市まちづくり推進基金の設置、管理及び処分に関する
条例

(設置)

第1条 市民の連帯の強化及びまちづくりの推進に要する経費の財源に充てるため、廿日市市まちづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市民の連帯の強化及びまちづくりの推進に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市まちづくり推進基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 17 号

廿日市市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税額控除制度をいう。）を活用して廿日市市に寄附された寄附金を、適正に管理し、寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（処分）

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は平成 31 年 3 月 30 日から施行する。

(廿日市市ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

- 2 廿日市市ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年条例第 3 号）は、廃止する。

(提案理由)

ふるさと納税制度を活用して廿日市市に寄附された寄附金を、適正に管理し、寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市ふるさと応援基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 18 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例案を次のように提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正)

第2条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第30条第6号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

(廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した後」の次

に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第３号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を、同項第５号中「卒業者」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 第１条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例に関する条例第４条第２号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４１号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第１０４条第４項第２号の規定により旧学校教育法第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第９１条に規定する専攻科及び旧学校教育法第９７条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

(提案理由)

学校教育法の一部が改正され、専門職大学が創設されることに伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 19 号

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例

廿日市市部設置条例（昭和 6 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「分権政策部」を「経営企画部」に改める。

第 2 条分権政策部の項中「分権政策部」を「経営企画部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（廿日市市総合計画審議会条例の一部改正）

2 廿日市市総合計画審議会条例（昭和 5 7 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「分権政策部」を「経営企画部」に改める。

(提案理由)

第6次総合計画に基づく重点施策の推進に向け、施策マネジメント機能の一層の強化を図ることなどを目的として、分権政策部を経営企画部にするため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 0 号

廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市行政財産の使用料に関する条例（昭和 6 3 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（その他の場合）の表中「1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額」の次に「。ただし、建物の壁面等のうち、市が指定する場所を使用して広告を掲出する場合の使用料は、1 平方メートル当たり 1 5, 0 0 0 円以内で市長が定める額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市の建物の壁面等を活用した有料広告事業を導入することに伴い、広告の掲出を目的とする壁面等の使用に係る使用料を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する
条例

(廿日市市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市行政財産の使用料に関する条例（昭和63年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1（会議等のため一時的に使用する場合）の表中「570円」を「580円」に、「960円から1,730円まで」を「970円から1,760円まで」に改め、別表第1（その他の場合）の表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2（建物敷地、物置場等として使用する場合）の表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第2条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1号土地建物証明の項中「6物件」を「5物件」に改め、同表第4号中

「

指定地域密着型サービス事業者の指定	1件	2万円	1申請をもって1件とする。
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	1件	1万円	1申請をもって1件とする。

」

を

「

指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業	1件	2万円	1申請をもって1件とする。
--------------------------------------	----	-----	---------------

」

者を除く。)の指定			
指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者を除く。）の指定の更新	1 件	1万円	1 申請をもって1 件とする。
指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者の指定	1 件	3万円	1 申請をもって1 件とする。
指定地域密着型介護老人福祉施設サービス事業者の指定の更新	1 件	1万5,000円	1 申請をもって1 件とする。

に改め、同表第5号中

用途地域等における建築等の許可	1 件	18万円	1 申請をもって1 件とする。
-----------------	-----	------	-----------------

を

用途地域等における建築等の許可	1 件	18万円	1 申請をもって1 件とする。
用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての許可	1 件	12万円	1 申請をもって1 件とする。
住居の環境の悪化を	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。

防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建築等の許可			
--------------------------------------	--	--	--

に、

隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
-------------------------------------	-----	------	------------------

を

隣地境界線又は前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可	1 件	16万円	1 申請をもって 1 件とする。
---	-----	------	------------------

に、

既存の 1 の建築物について 2 以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2万7,000円	1 申請をもって 1 件とする。
---	-----	----------	------------------

を

既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2万7,000円	1 申請をもって1 件とする。
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の認定	1 件	2万7,000円	1 申請をもって1 件とする。
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の変更の認定	1 件	2万7,000円	1 申請をもって1 件とする。
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可	1 件	12万円	1 申請をもって1 件とする。
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可	1 件	16万円	1 申請をもって1 件とする。

に改める。

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

第3条 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の表の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	2,680 円	3,060 円	3,450 円	6,130 円	6,520 円	9,590 円
大研修室	870 円	990 円	1,110 円	1,980 円	2,110 円	3,100 円
中研修室	520 円	600 円	670 円	1,200 円	1,270 円	1,870 円
小研修室	390 円	450 円	500 円	900 円	960 円	1,410 円
和室	320 円	360 円	410 円	730 円	780 円	1,150 円
実習室	420 円	480 円	540 円	960 円	1,020 円	1,500 円
調理室	590 円	670 円	750 円	1,350 円	1,430 円	2,100 円

別表第1の2の表の表の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1,070 円	1,230 円	1,380 円	2,460 円	2,620 円	3,850 円
第1小研修室	300 円	340 円	390 円	690 円	740 円	1,080 円
第2小研修室	250 円	290 円	320 円	580 円	610 円	900 円
第3小研修室	250 円	290 円	320 円	580 円	610 円	900 円
研修室(和室1)	280 円	320 円	360 円	650 円	690 円	1,020 円

研修室(和室2)	280 円	320 円	360 円	640 円	680 円	1,000 円
調理室	470 円	540 円	600 円	1,080 円	1,150 円	1,690 円

別表第1の3の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	950 円	1,090 円	1,220 円	2,180 円	2,310 円	3,410 円
研修室1	370 円	420 円	470 円	850 円	900 円	1,330 円
研修室2	280 円	320 円	360 円	650 円	690 円	1,010 円
和室1	160 円	180 円	200 円	360 円	390 円	570 円
和室2	260 円	300 円	340 円	600 円	640 円	940 円
児童室	140 円	160 円	180 円	320 円	340 円	510 円
調理室	520 円	590 円	660 円	1,180 円	1,260 円	1,850 円

別表第1の4の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1,090 円	1,250 円	1,400 円	2,500 円	2,650 円	3,900 円
第1研修室(和室)	190 円	220 円	250 円	450 円	470 円	700 円
第2研修室(和室)	160 円	190 円	210 円	380 円	410 円	600 円
第3研修室	320 円	360 円	410 円	730 円	780 円	1,150 円
第4研修室	320 円	360 円	410 円	730 円	780 円	1,150 円
会議室	220 円	250 円	280 円	510 円	540 円	800 円
調理室	420 円	480 円	540 円	960 円	1,020 円	1,500 円

別表第 1 の 5 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
講堂	1,220 円	1,400 円	1,570 円	2,800 円	2,980 円	4,380 円
会議室	280 円	320 円	370 円	650 円	700 円	1,030 円
講義室	270 円	310 円	350 円	630 円	670 円	990 円
集会室(和室)(1)	310 円	350 円	400 円	710 円	750 円	1,110 円
集会室(和室)(2)	170 円	200 円	230 円	410 円	430 円	640 円
研修室	270 円	310 円	350 円	630 円	670 円	990 円
児童室	140 円	160 円	180 円	330 円	350 円	510 円
調理実習室	560 円	640 円	720 円	1,290 円	1,370 円	2,010 円

別表第 1 の 6 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分		基 本 使 用 料					
		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	ホール	710円	820円	920円	1,640円	1,740円	2,560円
	ステージ	530円	600円	680円	1,210円	1,290円	1,890円
多目的室		550円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円
第 1 研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
第 2 研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円
第 3 研修室		370円	420円	470円	850円	900円	1,330円
工作室		170円	200円	230円	400円	430円	630円
児童室		250円	290円	320円	580円	620円	910円

和室	和室 1	210円	240円	270円	490円	520円	770円
	和室 2	260円	290円	330円	590円	630円	930円
	水屋	80円	90円	100円	180円	200円	290円
調理室	実習室	590円	670円	760円	1,350円	1,430円	2,110円
	準備室	200円	230円	260円	470円	500円	730円

別表第 1 の 7 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	950 円	1,090 円	1,230 円	2,190 円	2,330 円	3,420 円
第 1 研修室	480 円	550 円	620 円	1,110 円	1,180 円	1,740 円
第 2 研修室	300 円	350 円	390 円	700 円	750 円	1,100 円
第 3 研修室	270 円	310 円	350 円	630 円	670 円	980 円
和室（第 1）	160 円	180 円	200 円	360 円	390 円	570 円
和室（第 2）	360 円	410 円	460 円	820 円	880 円	1,290 円
和室（第 3）	220 円	250 円	290 円	510 円	550 円	800 円
児童室	130 円	150 円	170 円	300 円	320 円	480 円
調理室	550 円	630 円	710 円	1,260 円	1,340 円	1,980 円

別表第 1 の 8 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1,180 円	1,350 円	1,520 円	2,710 円	2,880 円	4,240 円
第 1 研修室	560 円	640 円	720 円	1,290 円	1,370 円	2,010 円

第2研修室	270 円	310 円	350 円	620 円	660 円	970 円
和室（第1）	250 円	290 円	330 円	590 円	630 円	920 円
和室（第2）	210 円	240 円	270 円	480 円	510 円	750 円
児童室	200 円	230 円	260 円	470 円	500 円	740 円
調理室	570 円	650 円	730 円	1,300 円	1,380 円	2,030 円

別表第1の9の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1,310 円	1,500 円	1,690 円	3,010 円	3,200 円	4,710 円
研修室1	500 円	570 円	650 円	1,150 円	1,220 円	1,800 円
研修室2(児童室)	260 円	290 円	330 円	590 円	630 円	930 円
研修室3	280 円	320 円	360 円	640 円	680 円	1,000 円
研修室4(和室)	250 円	280 円	320 円	570 円	610 円	900 円
研修室5(和室)	140 円	160 円	180 円	330 円	350 円	520 円
研修室6	260 円	290 円	330 円	590 円	630 円	930 円
研修室7	340 円	390 円	440 円	780 円	830 円	1,220 円
研修室8	510 円	590 円	660 円	1,180 円	1,250 円	1,840 円
調理実習室	500 円	570 円	650 円	1,150 円	1,220 円	1,800 円

別表第1の10の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
第1研修室	1,250 円	1,420 円	1,600 円	2,850 円	3,030 円	4,460 円

第2研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
第3研修室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円
第4研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
第5研修室	270円	310円	350円	630円	670円	980円
和室(1)	260円	300円	340円	610円	640円	950円
和室(2)	170円	200円	220円	400円	430円	630円
児童室	130円	150円	170円	310円	330円	490円
調理室	550円	630円	710円	1,270円	1,350円	1,990円

別表第1の11の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
講堂	1,220円	1,400円	1,570円	2,800円	2,970円	4,370円
会議室	280円	320円	360円	640円	680円	1,010円
講義室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
集会室(和室)(1)	160円	190円	210円	380円	410円	600円
集会室(和室)(2)	250円	290円	330円	580円	620円	910円
研修室(1)	270円	310円	350円	630円	670円	990円
研修室(2)	270円	310円	350円	630円	670円	990円
児童室	130円	140円	160円	290円	310円	460円
調理実習室	590円	670円	750円	1,350円	1,430円	2,110円

別表第1の12の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分	13時から 17時まで	17時から 21時30分	9時から 17時まで	13時から 21時30分	9時から 21時30分

		まで		まで		まで	まで
多目的	ホール	1,530 円	1,750 円	1,970 円	3,510 円	3,730 円	5,490 円
ホール	ステージ	620 円	710 円	800 円	1,430 円	1,520 円	2,240 円
実習室		160 円	190 円	210 円	380 円	400 円	600 円
会議室		320 円	370 円	420 円	740 円	790 円	1,160 円
視聴覚室		520 円	590 円	670 円	1,190 円	1,260 円	1,860 円
和室		450 円	520 円	580 円	1,040 円	1,110 円	1,630 円
調理実習室		520 円	590 円	670 円	1,190 円	1,260 円	1,860 円

別表第 1 の 1 3 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
第 1 会議室	500 円	580 円	650 円	1,160 円	1,230 円	1,810 円
第 2 会議室	820 円	940 円	1,060 円	1,890 円	2,010 円	2,960 円
第 3 会議室	420 円	490 円	550 円	980 円	1,040 円	1,530 円
第 4 会議室	570 円	650 円	730 円	1,300 円	1,390 円	2,040 円
和室	520 円	600 円	670 円	1,200 円	1,270 円	1,870 円
調理室	900 円	1,030 円	1,160 円	2,070 円	2,200 円	3,240 円
視聴覚室	690 円	780 円	880 円	1,570 円	1,670 円	2,460 円
創作室	570 円	650 円	730 円	1,300 円	1,380 円	2,040 円

別表第 1 の 1 4 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで

大会議室	1,730円	1,980円	2,230円	3,970円	4,210円	6,200円
講義室	390円	450円	510円	910円	970円	1,420円
和室	360円	410円	460円	830円	880円	1,300円

別表第1の15の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大会議室	1,710円	1,960円	2,210円	3,930円	4,170円	6,140円
第1研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
第2研修室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
第1会議室	330円	380円	420円	760円	810円	1,190円
第2会議室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
視聴覚室	970円	1,100円	1,240円	2,210円	2,350円	3,460円
和室（茶室）	680円	780円	870円	1,560円	1,660円	2,440円
娯楽室	180円	200円	230円	410円	440円	640円
第1実技実習室	470円	540円	610円	1,090円	1,150円	1,700円
第2実技実習室	660円	760円	850円	1,520円	1,620円	2,380円
プレイルーム	390円	450円	510円	910円	960円	1,420円
調理実習室	860円	990円	1,110円	1,980円	2,100円	3,090円
展示ホール	1,560円	1,780円	2,010円	3,570円	3,790円	5,580円

別表第1の16の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで

大研修室	4,350 円	4,970 円	5,590 円	9,950 円	10,570 円	15,540 円
第 1 研修室	480 円	550 円	620 円	1,110 円	1,180 円	1,740 円
第 2 研修室	480 円	550 円	620 円	1,110 円	1,180 円	1,740 円
会議室	500 円	570 円	640 円	1,140 円	1,210 円	1,780 円
和室	360 円	410 円	460 円	820 円	870 円	1,280 円
実技実習室	520 円	600 円	670 円	1,200 円	1,280 円	1,880 円
児童室	420 円	480 円	540 円	970 円	1,030 円	1,520 円
調理実習室	540 円	620 円	700 円	1,250 円	1,330 円	1,960 円

別表第 1 の 17 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9 時から 12 時 30 分 まで	13 時から 17 時まで	17 時から 21 時 30 分 まで	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時 30 分 まで	9 時から 21 時 30 分 まで
研修室 1	800 円	920 円	1,030 円	1,840 円	1,950 円	2,880 円
研修室 2	750 円	850 円	960 円	1,710 円	1,820 円	2,680 円
研修室 3	1,120 円	1,280 円	1,440 円	2,570 円	2,730 円	4,020 円
研修室 4	370 円	420 円	470 円	840 円	890 円	1,320 円
多目的室	240 円	270 円	310 円	550 円	580 円	860 円
工作室	370 円	420 円	470 円	840 円	890 円	1,320 円
和室	250 円	280 円	320 円	570 円	600 円	890 円
調理実習室	520 円	590 円	660 円	1,190 円	1,260 円	1,860 円

別表第 1 の 18 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9 時から 12 時 30 分	13 時から 17 時まで	17 時から 21 時 30 分	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時 30 分	9 時から 21 時 30 分

	まで		まで		まで	まで
研修室	980 円	1, 120 円	1, 270 円	2, 250 円	2, 390 円	3, 520 円
和室	390 円	440 円	500 円	890 円	940 円	1, 390 円
調理室	760 円	870 円	980 円	1, 750 円	1, 860 円	2, 740 円

別表第 1 の 1 9 の表の表の部分の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
大研修室	1, 170 円	1, 340 円	1, 500 円	2, 680 円	2, 840 円	4, 180 円
小研修室（1）	260 円	290 円	330 円	590 円	630 円	930 円
小研修室（2）	260 円	290 円	330 円	590 円	630 円	930 円
和室（1）	210 円	240 円	270 円	490 円	520 円	770 円
和室（2）	170 円	190 円	220 円	390 円	420 円	620 円
防音室	320 円	360 円	410 円	730 円	780 円	1, 140 円
児童室	160 円	190 円	210 円	380 円	400 円	590 円
調理室	580 円	670 円	750 円	1, 340 円	1, 420 円	2, 090 円

（廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例の一部改正）

第 4 条 廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例（平成 1 5 年
条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	1, 470 円	1, 680 円	1, 890 円	3, 360 円	3, 570 円	5, 250 円	を
	340 円	380 円	430 円	770 円	810 円	1, 200 円	
	420 円	480 円	540 円	960 円	1, 020 円	1, 500 円	
	610 円	690 円	780 円	1, 390 円	1, 470 円	2, 170 円	
	380 円	430 円	490 円	870 円	920 円	1, 360 円	

」

「

1,620 円	1,850 円	2,080 円	3,710 円	3,940 円	5,800 円
370 円	420 円	480 円	850 円	910 円	1,340 円
460 円	530 円	590 円	1,060 円	1,120 円	1,650 円
670 円	770 円	860 円	1,540 円	1,640 円	2,410 円
420 円	480 円	540 円	960 円	1,020 円	1,510 円

に改める。

」

(廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例（平成15年条例第39号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

1,890 円	2,160 円	2,440 円	4,330 円	4,600 円	6,770 円
640 円	740 円	830 円	1,480 円	1,570 円	2,310 円
300 円	350 円	390 円	700 円	740 円	1,090 円
560 円	640 円	720 円	1,290 円	1,360 円	2,010 円
640 円	740 円	830 円	1,480 円	1,570 円	2,310 円

を

」

「

2,090 円	2,390 円	2,690 円	4,780 円	5,080 円	7,470 円
710 円	810 円	920 円	1,630 円	1,740 円	2,550 円
330 円	380 円	430 円	770 円	820 円	1,200 円
620 円	710 円	800 円	1,420 円	1,510 円	2,230 円
710 円	810 円	920 円	1,630 円	1,740 円	2,550 円

に改める。

」

(廿日市市市民活動センター条例の一部改正)

第6条 廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表の１の(1)の表第１研修室の項中「６００円」を「６１０円」に、「１，０１０円」を「１，０２０円」に、「９００円」を「９１０円」に改める。

(廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部改正)

第７条 廿日市市佐方会館設置及び管理条例（昭和５２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「７７０円」を「７８０円」に、「８１０円」を「８２０円」に、「１，２００円」を「１，２２０円」に改め、同表研修室の項中「５４０円」を「５５０円」に改める。

(廿日市市産業交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第８条 廿日市市産業交流センター設置及び管理条例（平成１４年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表中

8,040 円	9,180 円	9,180 円	18,360 円	19,520 円	28,700 円
4,020 円	4,590 円	4,590 円	9,180 円	9,760 円	14,350 円

を

「

8,180 円	9,350 円	9,350 円	18,700 円	19,880 円	29,230 円
4,090 円	4,670 円	4,670 円	9,350 円	9,940 円	14,610 円

に改める。

」

(廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例の一部改正)

第９条 廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成１５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	利用料金の範囲
浴室	個人	幼児	100円から 300円まで
		小学校児童	200円から

			600円まで
		その他 12 歳以上の者	330円から 1,000円まで
	団体 (20 人以上)	幼児	50円から 150円まで
		小学校児童	150円から 450円まで
		その他 12 歳以上の者	230円から 690円まで

(廿日市市吉和オートガルデン設置及び管理条例の一部改正)

第 10 条 廿日市市吉和オートガルデン設置及び管理条例（平成 15 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中「12,800 円」を「13,030 円」に改める。

(廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部改正)

第 11 条 廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成 15 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

10, 000円から 15, 000円まで
400円から 1, 040円まで
200円から 520円まで
400円から 1, 040円まで
100円から 260円まで

を

5, 340円から 16, 030円まで
400円から 1, 210円まで
200円から 600円まで
400円から 1, 210円まで
100円から 300円まで

に改める。

（廿日市市宮浜温泉水供給条例の一部改正）

第 12 条 廿日市市宮浜温泉水供給条例（平成 17 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	2, 730, 000 円	を	「	2, 780, 550 円	に
		10, 500 円			10, 690 円	
		184 円			187 円	
		105 円			106 円	
	」			」		

改める。

（廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部改正）

第 13 条 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

区 分		単 位	利用料金の範囲
シャワー (水)	小学生以上の者	1 人 1 回につき	100 円から 300 円まで
シャワー（温水）		1 人 1 回につき	150 円から 450 円まで
風呂	幼児	1 人 1 回につき	70 円から 220 円まで
	小学生以上の者		150 円から 450 円まで

棧敷			1区画(5平方メートル)1日につき	1,600 円から 4,800 円まで
家族用 ケビン	宿泊		1 戸 1 泊につき	8,490 円から 25,480 円まで
	一時利用	宿泊者	1 戸につき 1 時間までごとに	740 円から 2,230 円まで
		宿泊者以外		1,390 円から 4,170 円まで
団体用 ケビン A	宿泊	幼児	1 人 1 泊につき	440 円から 1,320 円まで
		小学校児童		710 円から 2,130 円まで
		中学生以上の者		1,240 円から 3,730 円まで
第 1 ・ 第 2 炊事棟			1 人 1 回につき	150 円から 460 円まで
団体用 ケビン B	宿泊		1 戸 1 泊につき	28,870 円から 86,620 円まで
	一時利用	宿泊者	1 戸につき 1 時間までごとに	2,830 円から 8,490 円まで
		宿泊者以外		4,110 円から 12,330 円まで
集会室			1 日につき	6,410 円から 19,240 円まで
			1 時間までごとに	960 円から 2,880 円まで

テニスコート	平日	1面につき1時間までごとに	530円から 1,590円まで
	日曜日及び休日		690円から 2,070円まで
運動広場（照明を使用する場合）		30分まで	1,060円から 3,190円まで
		30分を超え30分までごとに	260円から 780円まで
バーベキューハウス		1人1回につき	100円から 310円まで
D地区屋外炊事棟		1人1回につき	50円から 150円まで

備考

- 1 「小学生以上」とは、6歳に達する日後の最初の4月1日以後にあるものをいう。
- 2 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- 4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。
- 5 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日という。
- 6 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて利用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分	単 位	加算する額	備 考
-----	-----	-------	-----

家族用ケ ビン	宿泊	1泊につき定員 を1人超えるご とに	2,120円から 6,360円まで	超える員数 は1人まで とする。
団体用ケ ビンB	宿泊		1,800円から 5,400円まで	超える員数 は4人まで とする。

7 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

単 位	加算する額
1面につき30分までごとに	150円から 460円まで

別表第3（第20条関係）

区 分		単 位	使用料	
シャワー（水）		小学生以上の者	1 人 1 回につき	200 円
シャワー（温水）			1 人 1 回につき	300 円
風呂		幼児	1 人 1 回につき	150 円
		小学生以上の者		300 円
栈敷		1 区画（5 平方メートル）1 日につき	3,200 円	
家族用 ケビン	宿泊		1 戸 1 泊につき	16,990 円
	一時利用	宿泊者	1 戸につき 1 時間 までごとに	1,490 円
		宿泊者以外		2,780 円
団体用 ケビン	宿泊	幼児	1 人 1 泊につき	880 円
		小学校児童		1,420 円

ン A		中学生以上の者		2,490 円
第 1 ・ 第 2 炊事棟			1 人 1 回につき	310 円
団 体 用 ケ ビ ン B	宿泊		1 戸 1 泊につき	57,750 円
	一時利用	宿泊者	1 戸につき 1 時間 までごとに	5,660 円
		宿泊者以外		8,220 円
集会室			1 日につき	12,830 円
			1 時間までごとに	1,920 円
テニスコート		平日	1 面につき 1 時間	1,060 円
		日曜日及び休日	までごとに	1,380 円
運動広場（照明を使用する場合）			3 0 分まで	2,130 円
			3 0 分を超え 3 0 分までごとに	520 円
バーベキューハウス			1 人 1 回につき	210 円
D 地区屋外炊事棟			1 人 1 回につき	100 円

備考

- 1 「小学生以上」とは、6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以後にあるものをいう。
- 2 「幼児」とは、3 歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 3 「小学校児童」とは、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。
- 4 「中学生以上」とは、小学生以上である者のうち小学校児童でないものをいう。
- 5 休日とは、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を

いう。

- 6 家族用ケビンの定員は4人、団体用ケビンBの定員は16人とし、これらの施設を定員を超えて使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

区 分		単 位	加算する額	備 考
家族用ケビン	宿泊	1泊につき定員を1人超えるごとに	4,240 円	超える員数は1人までとする。
団体用ケビンB	宿泊		3,600 円	超える員数は4人までとする。

- 7 テニスコートについて照明を使用する場合は、この表に定める額に次の表に定める額をそれぞれ加算した額とする。

単 位	加算する額
1面につき30分までごとに	310 円

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第14条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	「
1,890 円	1,920 円
3,780 円	3,850 円
4,515 円	4,590 円
2,100 円	2,130 円
4,095 円	4,170 円
5,040 円	5,130 円
4,200 円	4,270 円
」	」

5,250 円	を	5,340 円	に改め、同表備考 4 及び備考 5 を削
12,600 円		12,830 円	
16,800 円		17,110 円	
14,175 円		14,430 円	
18,900 円		19,250 円	
7,875 円		8,020 円	
10,500 円		10,690 円	
5,250 円		5,340 円	
7,350 円		7,480 円	

」 」

る。

別表第 3 中

「	「
940 円から 2,450 円まで	960 円から 2,880 円まで
1,890 円から 4,910 円まで	1,920 円から 5,770 円まで
2,250 円から 5,860 円まで	2,290 円から 6,880 円まで
1,050 円から 2,730 円まで	1,060 円から 3,190 円まで
2,040 円から 5,320 円まで	2,080 円から 6,250 円まで
2,520 円から 6,550 円まで	2,560 円から 7,690 円まで
2,100 円から 5,460 円まで	2,130 円から 6,400 円まで

2,620 円から 6,820 円まで	を	2,670 円から 8,010 円まで	に改める。
6,300 円から 16,380 円まで		6,410 円から 19,240 円まで	
8,400 円から 21,840 円まで		8,550 円から 25,660 円まで	
7,080 円から 18,420 円まで		7,210 円から 21,640 円まで	
9,450 円から 24,570 円まで		9,620 円から 28,870 円まで	
3,930 円から 10,230 円まで		4,010 円から 12,030 円まで	
5,250 円から 13,650 円まで		5,340 円から 16,030 円まで	
2,620 円から 6,820 円まで		2,670 円から 8,010 円まで	
3,670 円から 9,550 円まで		3,740 円から 11,220 円まで	
250 円から 650 円まで		250 円から 750 円まで	

(廿日市市健康増進施設設置及び管理条例の一部改正)

第 15 条 廿日市市健康増進施設設置及び管理条例（平成 17 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

「	「
100 円から 200 円まで	70 円から 220 円まで

別表中	3 0 0 円から 4 0 0 円まで	を	1 7 0 円から 5 2 0 円まで	に
	6 0 0 円から 8 0 0 円まで		3 5 0 円から 1 , 0 6 0 円まで	

改める。

（廿日市市宮島栈橋旅客ターミナル条例の一部改正）

第 1 6 条 廿日市市宮島栈橋旅客ターミナル条例（平成 1 7 年条例第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

屋 内	1 , 6 6 0 円
屋 外	1 , 3 3 0 円
1 , 6 6 0 円	
1 , 6 6 0 円	
次の各号に掲げる額を加えて得た額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額 (1) 1 5 0 万円（売上額により算定した額が 1 5 0 万円を下回るときは、当該下回る額）に 1 0 0 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） (2) 1 , 5 0 0 万円（売上額により算定した額が 1 , 5 0 0 万円を下回るときは、当該下回る額）から 1 5 0 万円を控除して得た額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額により算定した額が 1 5 0 万円を超える場合に限る。） (3) 売上額により算定した額から 1 , 5 0 0 万円を控除して得た額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額により算定した	

額が 1, 5 0 0 万円を超える場合に限る。)
(4) 前 3 号に掲げる額を加えて得た額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) (売上額が 5 0 0 万円を超える場合に限る。)
1, 6 6 0 円
1, 6 6 0 円
市長が定める額
7, 0 0 0 円
1 3, 4 4 0 円

」

を

「

屋 内	1, 6 9 0 円
屋 外	1, 3 5 0 円
	1, 6 9 0 円
	1, 6 9 0 円
次の各号に掲げる額を加えて得た額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額	
(1) 1 5 0 万円 (売上額により算定した額が 1 5 0 万円を下回るときは、当該下回る額) に 1 0 0 分の 1 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	
(2) 1, 5 0 0 万円 (売上額により算定した額が 1, 5 0 0 万円を下回るときは、当該下回る額) から 1 5 0 万円を控除して得た額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) (売上額により算定した額が 1 5 0 万円を超える場合に限る。)	
(3) 売上額により算定した額から 1, 5 0 0 万円を控除して得た額に 1 0 0 分	

の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額により算定した額が1,500万円を超える場合に限る。） (4) 前3号に掲げる額を加えて得た額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（売上額が500万円を超える場合に限る。）	
	1,690円
	1,690円
市長が定める額	
	7,120円
	13,680円

」

に改める。

（廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例の一部改正）

第17条 廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

200円から520円まで
5,000円から13,000円まで
2,500円から6,500円まで
2,000円から5,200円まで
100円から260円まで
2,500円から6,500円まで
1,250円から3,250円まで
1,000円から2,600円まで

を

」

「

2 0 0 円から 6 0 0 円まで
5, 0 9 0 円から 1 5, 2 7 0 円まで
2, 5 4 0 円から 7, 6 3 0 円まで
2, 0 0 0 円から 6, 0 0 0 円まで
1 0 0 円から 3 0 0 円まで
2, 5 4 0 円から 7, 6 3 0 円まで
1, 2 7 0 円から 3, 8 1 0 円まで
1, 0 0 0 円から 3, 0 0 0 円まで

に改める。

」

(宮島水族館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 8 条 宮島水族館設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

「

1, 400 円
700 円
400 円
1, 120 円
560 円
320 円
560 円
490 円
350 円
280 円
3, 500 円
1, 700 円
1, 000 円

別表第 1 中

「

1, 420 円
710 円
400 円
1, 140 円
570 円
320 円
570 円
490 円
350 円
280 円
3, 560 円
1, 730 円
1, 010 円

を

に改める。

」

」

(廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部改正)

第 19 条 廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成 15 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

「	「
750円から 1,950円まで	760円から 2,280円まで
1,100円から 2,860円まで	1,120円から 3,360円まで
1,750円から 4,550円まで	1,780円から 5,340円まで
2,700円から 7,020円まで	2,750円から 8,250円まで
8,250円から 21,450円まで	8,400円から 25,200円まで
4,120円から 10,720円まで	4,200円から 12,600円まで
6,170円から 16,050円まで	6,280円から 18,850円まで
3,100円から 8,060円まで	3,150円から 9,460円まで
3,800円から 9,880円まで	3,870円から 11,610円まで
70円から 190円まで	70円から 220円まで
170円から 450円まで	170円から 520円まで
300円から	300円から

別表第 2 中

を

に改める。

780円まで	910円まで
3,100円から 8,060円まで	3,150円から 9,460円まで
2,070円から 5,390円まで	2,110円から 6,330円まで
220円から 580円まで	220円から 670円まで
3,100円から 8,060円まで	3,150円から 9,460円まで
2,070円から 5,390円まで	2,110円から 6,330円まで
1,900円から 4,940円まで	1,930円から 5,800円まで
470円から 1,230円まで	480円から 1,440円まで
820円から 2,140円まで	840円から 2,520円まで
220円から 580円まで	220円から 670円まで
1,720円から 4,480円まで	1,750円から 5,260円まで
2,700円から 7,020円まで	2,750円から 8,250円まで
2,570円から 6,690円まで	2,620円から 7,860円まで
2,070円から	2,110円から

5,390円まで	6,330円まで
1,100円から 2,860円まで	1,120円から 3,360円まで
1,000円から 2,600円まで	1,010円から 3,040円まで
250円から 650円まで	250円から 750円まで

」

「

「

1,500円	1,520円
2,200円	2,240円
3,500円	3,560円
5,400円	5,500円
16,500円	16,800円
8,250円	8,400円
12,350円	12,570円
6,200円	6,310円
7,600円	7,740円

」

別表第3中

を

に、

「

「

600円
6,000円

を

610円
6,100円

に、

6, 200円
4, 150円

6, 310円
4, 220円

」

」

「

「

6, 200円
4, 150円
3, 800円
950円
1, 650円

6, 310円
4, 220円
3, 870円
960円
1, 680円

を

に、

」

」

「

「

3, 450円
5, 400円
5, 150円
4, 150円
2, 200円
2, 000円

3, 510円
5, 500円
5, 240円
4, 220円
2, 240円
2, 030円

を

に改める。

」

」

(廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例の一部改正)

第20条 廿日市市吉和若者等創作活動施設設置及び管理条例(平成15年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「18,000円」を「18,330円」に改める。

(廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例の一部改正)

第21条 廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中	「	3,710円から	を
		7,950円まで	
	」	5,600円から	
		12,000円まで	

「	3,770円から	に改める。
	8,080円まで	」

(極楽寺山憩の森施設設置及び管理条例の一部改正)

第22条 極楽寺山憩の森施設設置及び管理条例(平成元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,620円」を「2,660円」に改める。

(廿日市市漁港管理条例の一部改正)

第23条 廿日市市漁港管理条例(平成17年条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1 棧橋及び物揚場の項中「2円5銭」を「2円8銭」に改め、
同表野積場の項中「1円13銭」を「1円15銭」に改める。

(廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部改正)

第 2 4 条 廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和 4 2 年条例第 2 8 号）

の一部を次のように改正する。

別表小動物死体の項中「1 1, 0 0 0 円」を「1 6, 5 0 0 円」に、
改め、同表第 4 条第 2 項ただし書きによる場合の部小動物死体の項を削
る。

（廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持
に関する条例の一部改正）

第 2 5 条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清
潔保持に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 3 条の 6 第 1 項の表中「3, 0 0 0 円」を「3, 0 5 0 円」に改
める。

第 2 5 条の 2 第 1 項の表中	「		を	「		に改める。
	162 円			165 円		
	216 円			220 円		
	216 円			220 円		

（廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第 2 6 条 廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成 1 3 年
条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

「					
円	円	円	円	円	円
1, 860	2, 120	2, 120	4, 250	4, 520	6, 650
780	900	900	1, 800	1, 910	2, 810

2, 140	2, 450	2, 450	4, 900	5, 210	7, 660
2, 360	2, 700	2, 700	5, 410	5, 750	8, 460
1, 360	1, 560	1, 560	3, 120	3, 320	4, 880
1, 220	1, 400	1, 400	2, 800	2, 980	4, 380
950	1, 090	1, 090	2, 190	2, 320	3, 420
510	580	580	1, 170	1, 240	1, 830
580	660	660	1, 320	1, 410	2, 070
6, 580	7, 520	7, 520	15, 040	15, 980	23, 510
2, 400	2, 740	2, 740	5, 480	5, 830	8, 570

」

を

「

円	円	円	円	円	円
1, 890	2, 150	2, 150	4, 320	4, 600	6, 770
790	910	910	1, 830	1, 940	2, 860
2, 170	2, 490	2, 490	4, 990	5, 300	7, 800
2, 400	2, 750	2, 750	5, 510	5, 850	8, 610
1, 380	1, 580	1, 580	3, 170	3, 380	4, 970
1, 240	1, 420	1, 420	2, 850	3, 030	4, 460
960	1, 110	1, 110	2, 230	2, 360	3, 480
510	590	590	1, 190	1, 260	1, 860
590	670	670	1, 340	1, 430	2, 100
6, 700	7, 650	7, 650	15, 310	16, 270	23, 940
2, 440	2, 790	2, 790	5, 580	5, 930	8, 720

」

に改める。

(廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第 2 7 条 廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例 (平成 1 5 年条例

第４７号）の一部を次のように改正する。

別表中	「		「		
		円		円	
	3,590		3,650		に改める。
		540		550	
	」		」		

（廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例の一部改正）

第２８条 廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「					
円	円	円	円	円	円
8,610	9,840	9,840	19,680	20,910	30,750
2,290	2,620	2,620	5,240	5,560	8,180
450	520	520	1,040	1,110	1,630
1,050	1,200	1,200	2,410	2,560	3,770
310	360	360	720	760	1,120
1,170	1,340	1,340	2,680	2,840	4,180
580	660	660	1,330	1,410	2,080
530	600	600	1,210	1,290	1,900
1,200	1,380	1,380	2,760	2,930	4,310
1日につき 15,870 円					
」					

を

「					
円	円	円	円	円	円
8,760	10,020	10,020	20,040	21,290	31,310
2,330	2,660	2,660	5,330	5,660	8,330

450	520	520	1,050	1,130	1,660
1,060	1,220	1,220	2,450	2,600	3,830
310	360	360	730	770	1,140
1,190	1,360	1,360	2,720	2,890	4,250
590	670	670	1,350	1,430	2,110
530	610	610	1,230	1,310	1,930
1,220	1,400	1,400	2,810	2,980	4,380
1 日につき 16,160円					

」

に改める。

（廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第29条 廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

1,570 円
780 円

を

1,590 円
790 円

に改める。

」

」

（廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例の一部改正）

第30条 廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円
780	830	1,220

を

円	円	円
790	840	1,240

に、

」

」

「

680	720	1,060
-----	-----	-------

」を「

690	730	1,070
-----	-----	-------

」に改

める。

（廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部改正）

第31条 廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例（平成6年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「1,470円」を「1,490円」に、「730円」を「740円」に改める。

（廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部改正）

第32条 廿日市市休日・夜間急患診療所条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

3,000円
5,000円
2,000円

」を「

3,300円
5,500円
2,200円

」に改める。

（廿日市市吉和診療所条例の一部改正）

第33条 廿日市市吉和診療所条例（平成15年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表中「

3,000円
5,000円
2,000円

」を「

3,300円
5,500円
2,200円

」に改める。

（廿日市市地域保健センター設置及び管理条例の一部改正）

第 34 条 廿日市市地域保健センター設置及び管理条例（平成 15 年条例
第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

「	730 円	「	740 円	」
---	-------	---	-------	---

を に、

「

1,410 円
1,620 円
1,820 円
3,240 円
3,440 円
5,060 円
340 円
390 円
440 円
780 円
830 円
1,220 円

を

「
1,560 円
1,780 円
2,010 円
3,570 円
3,790 円
5,580 円
370 円
430 円
480 円
860 円
910 円
1,350 円
」

に改める。

（廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正）

第 35 条 廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和 58 年条例第 2
0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

520円から 1,570円まで	260円から 780円まで	1,050円から 3,100円まで	520円から 1,570円まで
1,560円から 4,710円まで	780円から 2,340円まで	3,150円から 9,300円まで	1,560円から 4,710円まで
2,600円から 7,850円まで	1,300円から 3,900円まで	5,250円から 15,500円まで	2,600円から 7,850円まで
4,680円から 14,130円まで	2,340円から 7,020円まで	9,450円から 27,900円まで	4,680円から 14,130円まで
50円から 150円まで	50円から 150円まで	100円から 310円まで	100円から 310円まで
500円から 1,500円まで	500円から 1,500円まで	1,000円から 3,100円まで	1,000円から 3,100円まで

を

」

「

550円から 1,650円まで	270円から 820円まで	1,100円から 3,300円まで	550円から 1,650円まで
1,650円から 4,950円まで	820円から 2,470円まで	3,300円から 9,900円まで	1,650円から 4,950円まで
2,750円から 8,250円まで	1,370円から 4,120円まで	5,500円から 16,500円まで	2,750円から 8,250円まで
4,950円から 14,850円まで	2,470円から 7,420円まで	9,900円から 29,700円まで	4,950円から 14,850円まで
50円から 160円まで	50円から 160円まで	110円から 330円まで	110円から 330円まで
500円から 1,600円まで	500円から 1,600円まで	1,100円から 3,300円まで	1,100円から 3,300円まで

に改める。

」

（廿日市市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正）

第 36 条 廿日市市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 58 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号中「1, 650 円」を「1, 680 円」に改め、同条第 2 号中「2, 200 円」を「2, 240 円」に改め、同条第 3 号中「2, 750 円」を「2, 800 円」に改める。

（廿日市市道路占用料徴収条例の一部改正）

第 37 条 廿日市市道路占用料徴収条例（昭和 63 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1. 08」を「1. 10」に改める。

（廿日市市公園条例の一部改正）

第 38 条 廿日市市公園条例（昭和 63 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 及び 2 の表中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 2 廿日市市スポーツセンター第 1 号の表トレーニング室の項中「700 円」を「710 円」に改め、別表第 2 廿日市市スポーツセンター第 2 号アの表中

「

1, 720 円から 3, 180 円まで	3, 430 円から 6, 370 円まで
570 円から 1, 050 円まで	1, 150 円から 2, 110 円まで
570 円から 1, 050 円まで	1, 150 円から 2, 110 円まで
2, 840 円から 5, 260 円まで	5, 670 円から 10, 530 円まで

を

」

「

1, 7 4 0 円から 3, 2 3 0 円まで	3, 4 9 0 円から 6, 4 8 0 円まで
5 7 0 円から 1, 0 6 0 円まで	1, 1 6 0 円から 2, 1 5 0 円まで
5 7 0 円から 1, 0 6 0 円まで	1, 1 6 0 円から 2, 1 5 0 円まで
2, 8 8 0 円から 5, 3 5 0 円まで	5, 7 7 0 円から 1 0, 7 2 0 円まで

に改め、同号イの表中

」

「

1, 1 4 0 円から 2, 1 0 0 円まで

を

」

「

1, 1 5 0 円から 2, 1 4 0 円まで

に改め、別表第 2 廿日

」

市市スポーツセンター第 3 号の表中

「

3, 3 1 0 円から 6, 1 3 0 円まで
2, 5 7 0 円から 4, 7 7 0 円まで
2, 5 7 0 円から 4, 7 7 0 円まで
2, 5 7 0 円から 4, 7 7 0 円まで

「

3, 3 6 0 円から 6, 2 4 0 円まで
2, 6 1 0 円から 4, 8 4 0 円まで
2, 6 1 0 円から 4, 8 4 0 円まで
2, 6 1 0 円から 4, 8 4 0 円まで

を

に改め、別

2, 570円から 4, 770円まで
2, 570円から 4, 770円まで

2, 610円から 4, 840円まで
2, 610円から 4, 840円まで

」

」

表第2 峰高公園多目的広場第2号の表中

「

1, 720円から 3, 180円まで

を

」

「

1, 740円から 3, 230円まで

に改め、別表第2 佐伯

」

総合スポーツ公園体育館第2号の表中

「

770円から 1, 430円まで	1, 540円から 2, 860円まで
---------------------	------------------------

を

」

「

780円から 1, 450円まで	1, 560円から 2, 910円まで
---------------------	------------------------

に改め、別表第2 佐伯

」

総合スポーツ公園野球場第1号の表中

「

740円から 1, 360円まで

を

「

750円から 1, 370円まで

に改め、別

」

」

表第 2 佐伯総合スポーツ公園野球場第 2 号アの表中

「		「			
	7 4 0 円から	を	7 5 0 円から	に改め、同	
	1, 3 6 0 円まで		1, 3 7 0 円まで		
」			」		

号イの表中

「			
	1, 4 7 0 円から		
	2, 7 3 0 円まで	を	
	1, 1 0 0 円から		
	2, 0 4 0 円まで		
」			

「			
	1, 4 9 0 円から		
	2, 7 6 0 円まで	に改め、別表第 2 佐伯総合	
	1, 1 1 0 円から		
	2, 0 6 0 円まで		
」			

スポーツ公園陸上競技場第 1 号の表中

「		「			
	7 4 0 円から	を	7 5 0 円から	に改め、別	
	1, 3 6 0 円まで		1, 3 7 0 円まで		
」			」		

表第 2 佐伯総合スポーツ公園陸上競技場第 2 号の表中

「			
	1, 1 0 0 円から		
	2, 0 4 0 円まで	を	
」			

「

1, 110円から 2, 060円まで

に改め、別表第2佐伯総合

」

スポーツ公園テニスコート第2号の表中「810円」を「830円」に改める。

別表第3定期利用券の表を次のように改める。

定期利用券

区 分				利用料金の範囲
廿日市市スポーツセンター	プール、トレーニング室、サウナ室	3か月間	小 人	5, 340円から 9, 910円まで
			大 人	10, 680円から 19, 850円まで
佐伯総合スポーツ公園体育館	トレーニング室、アリーナ	1年間	小 人	4, 270円から 7, 940円まで
			大 人	8, 550円から 15, 880円まで
		6か月間	小 人	2, 490円から 4, 620円まで
			大 人	4, 980円から 9, 250円まで
		3か月間	小 人	1, 420円から 2, 630円まで
			大 人	2, 840円から 5, 290円まで

別表第3回数券第1号の表中「7, 000円」を「7, 100円」に改める。

(廿日市市港湾施設管理条例の一部改正)

第 39 条 廿日市市港湾施設管理条例（平成 17 年条例第 77 号）の一部
を次のように改正する。

別表中	を	に改める。	「		「
				3 円 3 6 銭	3 円 4 2 銭
				4 円 4 8 銭	4 円 5 6 銭
				1 円 7 1 銭	1 円 7 4 銭
				2 円 2 9 銭	2 円 3 3 銭
				市の水道料金に 8 1 円を加えた 額	市の水道料金に 8 2 円を加えた 額
				4 1 円	4 1 円
				2 円 1 8 銭	2 円 2 2 銭
			」		」

（廿日市市小規模下水道条例の一部改正）

第 40 条 廿日市市小規模下水道条例（昭和 52 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 2 中

「	1,080 円	を	「	1,100 円	に、
---	---------	---	---	---------	----

」

「

145 円 80 銭	を	「	148 円 50 銭	に改める。
167 円 40 銭			170 円 50 銭	
189 円			192 円 50 銭	
210 円 60 銭			214 円 50 銭	
221 円 40 銭			225 円 50 銭	

」

226 円 80 銭
232 円 20 銭

231 円
236 円 50 銭

」

」

(廿日市市下水道条例の一部改正)

第 4 1 条 廿日市市下水道条例（平成 4 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項の表中

「	1,080 円	を	「	1,100 円	に、
---	---------	---	---	---------	----

145 円 80 銭
167 円 40 銭

148 円 50 銭
170 円 50 銭

189 円	を	192 円 50 銭	に改める。
210 円 60 銭		214 円 50 銭	
221 円 40 銭		225 円 50 銭	
226 円 80 銭		231 円	
232 円 20 銭		236 円 50 銭	
」		」	

（廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正）

第 4 2 条 廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成 1 7 年
条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項の表中	「	1, 080 円	を	「	1, 100 円	に、

				ム		
	円	円	円	円	円	円
廿日市小学校	780	400				
平良小学校	780	400		340	70	
原小学校	780	400				
宮内小学校	780	400				
地御前小学校	780	400				
佐方小学校	780	400				
阿品台東小学校	780	400				
阿品台西小学校	780	400				
金剛寺小学校	780	400				
宮園小学校	780	400				
四季が丘小学校	780	400				
友和小学校	780	400				
津田小学校	390	400				
吉和小学校	780	400				190
大野東小学校	780	400				
大野西小学校	780	400				
宮島小学校	390	400				190
廿日市中学校	780	400	290			
七尾中学校	780	400	140			
阿品台中学校	780	400	290			
野坂中学校	780	400	290			
四季が丘中学校	780	400	290			
佐伯中学校	780	400	290			190
大野中学校	780	400	290			190
大野東中学校	780	400	140			190

備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割

合で徴収する。

（廿日市市社会体育施設設置及び管理条例の一部改正）

第 4 5 条 廿日市市社会体育施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

「

6, 3 0 0 円
7, 3 5 0 円
3, 1 5 0 円
7, 3 5 0 円
3, 1 5 0 円
2, 0 4 0 円
1, 0 2 0 円

を

別表中「6 4 0 円」を「6 5 0 円」に、

」

「

6, 4 1 0 円
7, 4 8 0 円
3, 2 0 0 円
7, 4 8 0 円
3, 2 0 0 円
2, 0 7 0 円
1, 0 3 0 円

に改める。

」

（はつかいち文化ホール設置及び管理条例の一部改正）

第 4 6 条 はつかいち文化ホール設置及び管理条例（平成 8 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

「

19, 470円から	25, 720円から	32, 780円から	36, 160円から	46, 810円から	62, 390円から
36, 160円まで	47, 770円まで	60, 870円まで	67, 150円まで	86, 940円まで	115, 880円まで

別表中

23,370円から 43,400円まで	30,870円から 57,330円まで	39,310円から 73,020円まで	43,360円から 80,530円まで	56,150円から 104,280円まで	74,820円から 138,950円まで
14,400円から 26,750円まで	18,960円から 35,210円まで	24,100円から 44,770円まで	26,670円から 49,540円まで	34,460円から 64,010円まで	46,010円から 85,440円まで
17,260円から 32,070円まで	22,780円から 42,310円まで	28,950円から 53,780円まで	32,040円から 59,510円まで	41,370円から 76,840円まで	55,190円から 102,500円まで
7,200円から 13,370円まで	9,470円から 17,600円まで	12,050円から 22,380円まで	13,330円から 24,760円まで	17,230円から 32,000円まで	23,000円から 42,710円まで
8,630円から 16,020円まで	11,380円から 21,150円まで	14,470円から 26,880円まで	16,020円から 29,750円まで	20,680円から 38,410円まで	27,590円から 51,240円まで
5,290円から 9,820円まで	6,970円から 12,960円まで	8,890円から 16,510円まで	9,840円から 18,290円まで	12,710円から 23,600円まで	16,900円から 31,390円まで
6,320円から 11,730円まで	8,370円から 15,560円まで	10,650円から 19,780円まで	11,760円から 21,840円まで	15,210円から 28,240円まで	20,280円から 37,670円まで
1,830円から 3,400円まで	2,350円から 4,360円まで	3,010円から 5,590円まで	3,380円から 6,270円まで	4,260円から 7,910円まで	5,730円から 10,640円まで
510円から 940円まで	650円から 1,220円まで	800円から 1,490円まで	950円から 1,760円まで	1,170円から 2,180円まで	1,610円から 3,000円まで
510円から 940円まで	730円から 1,360円まで	880円から 1,630円まで	1,020円から 1,910円まで	1,320円から 2,450円まで	1,680円から 3,130円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで	650円から 1,220円まで	880円から 1,630円まで
510円から 940円まで	650円から 1,220円まで	800円から 1,490円まで	950円から 1,760円まで	1,170円から 2,180円まで	1,610円から 3,000円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 810円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 810円まで

290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで	650円から 1,220円まで	880円から 1,630円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで	650円から 1,220円まで	880円から 1,630円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 810円まで	510円から 940円まで
730円から 1,360円まで	950円から 1,760円まで	1,170円から 2,180円まで	1,320円から 2,450円まで	1,680円から 3,130円まで	2,270円から 4,220円まで
1,240円から 2,310円まで	1,680円から 3,130円まで	2,120円から 3,950円まで	2,940円から 5,460円まで	3,820円から 7,090円まで	5,060円から 9,410円まで

」

を

「

19,830円から 36,820円まで	26,200円から 48,650円まで	33,380円から 61,990円まで	36,820円から 68,390円まで	47,670円から 88,540円まで	63,550円から 118,020円まで
23,800円から 44,200円まで	31,430円から 58,380円まで	40,040円から 74,370円まで	44,160円から 82,010円まで	57,190円から 106,210円まで	76,200円から 141,510円まで
14,670円から 27,240円まで	19,310円から 35,860円まで	24,540円から 45,590円まで	27,160円から 50,450円まで	35,100円から 65,190円まで	46,850円から 87,020円まで
17,580円から 32,650円まで	23,200円から 43,090円まで	29,490円から 54,760円まで	32,630円から 60,600円まで	42,140円から 78,260円まで	56,210円から 104,400円まで
7,330円から 13,620円まで	9,650円から 17,920円まで	12,270円から 22,780円まで	13,580円から 25,220円まで	17,540円から 32,590円まで	23,420円から 43,490円まで
8,780円から 16,310円まで	11,590円から 21,540円まで	14,740円から 27,370円まで	16,310円から 30,300円まで	21,060円から 39,110円まで	28,100円から 52,190円まで
5,390円から	7,100円から	9,050円から	10,030円から	12,940円から	17,210円から

10,010円まで	13,190円まで	16,800円まで	18,620円まで	24,030円まで	31,960円まで
6,430円から 11,940円まで	8,530円から 15,840円まで	10,850円から 20,150円まで	11,970円から 22,240円まで	15,490円から 28,760円まで	20,650円から 38,360円まで
1,860円から 3,450円まで	2,390円から 4,440円まで	3,050円から 5,680円まで	3,430円から 6,380円まで	4,340円から 8,060円まで	5,830円から 10,840円まで
510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	810円から 1,520円まで	960円から 1,790円まで	1,190円から 2,220円まで	1,640円から 3,050円まで
510円から 960円まで	740円から 1,370円まで	890円から 1,660円まで	1,040円から 1,930円まで	1,340円から 2,490円まで	1,710円から 3,180円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	890円から 1,660円まで
510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	810円から 1,520円まで	960円から 1,790円まで	1,190円から 2,220円まで	1,640円から 3,050円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	890円から 1,660円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	890円から 1,660円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで
740円から 1,370円まで	960円から 1,790円まで	1,190円から 2,220円まで	1,340円から 2,490円まで	1,710円から 3,180円まで	2,310円から 4,300円まで
1,260円から	1,710円から	2,160円から	2,980円から	3,890円から	5,150円から

に改める。

2,350円まで	3,180円まで	4,010円まで	5,550円まで	7,220円まで	9,580円まで
----------	----------	----------	----------	----------	----------

」

(はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例の一部改正)

第47条 はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例（平成8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

「

別表の2の表中

440円から 810円まで	730円から 1,360円まで	1,020円から 1,910円まで	950円から 1,760円まで
510円から 940円まで	880円から 1,630円まで	1,240円から 2,310円まで	1,090円から 2,040円まで
510円から 940円まで	880円から 1,630円まで	1,240円から 2,310円まで	1,090円から 2,040円まで
580円から 1,090円まで	1,020円から 1,910円まで	1,470円から 2,730円まで	1,320円から 2,450円まで
950円から 1,760円まで	1,540円から 2,860円まで	2,270円から 4,220円まで	2,050円から 3,820円まで
1,170円から 2,180円まで	1,830円から 3,400円まで	2,710円から 5,040円まで	2,420円から 4,490円まで

」

「

を

440円から 830円まで	740円から 1,370円まで	1,040円から 1,930円まで	960円から 1,790円まで
510円から 960円まで	890円から 1,660円まで	1,260円から 2,350円まで	1,110円から 2,060円まで
510円から 960円まで	890円から 1,660円まで	1,260円から 2,350円まで	1,110円から 2,060円まで
590円から 1,100円まで	1,040円から 1,930円まで	1,490円から 2,760円まで	1,340円から 2,490円まで

に改める。

960円から 1,790円まで	1,560円から 2,910円まで	2,310円から 4,300円まで	2,090円から 3,880円まで
1,190円から 2,220円まで	1,860円から 3,450円まで	2,760円から 5,130円まで	2,460円から 4,570円まで

」

（廿日市市歴史民俗資料館条例の一部改正）

第４８条 廿日市市歴史民俗資料館条例（平成１５年条例第７６号）の一部を次のように改正する。

別表通常展示の項中「１５０円」を「無料」に、「１００円」を「無料」に改める。

（廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第４９条 廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例（平成１８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	6,050円	7,980円	8,890円	11,270円	13,520円	18,320円	を
	7,230円	9,580円	10,660円	13,450円	16,180円	21,980円	
	1,630円	2,150円	2,400円	3,040円	3,650円	4,940円	
	1,950円	2,580円	2,870円	3,630円	4,360円	5,930円	
	170円	250円	220円	340円	400円	490円	
	590円	840円	890円	1,190円	1,420円	1,840円	

」

「

6,160円	8,120円	9,050円	11,470円	13,770円	18,650円

7,360円	9,750円	10,850円	13,690円	16,470円	22,380円
1,660円	2,180円	2,440円	3,090円	3,710円	5,030円
1,980円	2,620円	2,920円	3,690円	4,440円	6,030円
170円	250円	220円	340円	400円	490円
600円	850円	900円	1,210円	1,440円	1,870円

に改める。

」

（廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部改正）

第50条 廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	「	700円から 1,500円まで	を	「	720円から 1,520円まで	に
		1,400円から 3,000円まで			1,440円から 3,040円まで	

」

」

改め、別表の2の表中	「	2,100円から 4,500円まで	を	「	2,160円から 4,560円まで	」

」

」

に改める。

（廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正）

第51条 廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表大人1人の部1ラウンドの項中「1,300円まで」を「1,310円まで」に改め、同表団体（12人以上）の部大人1人の款1ラウ

ンドの項中「１，１７０円まで」を「１，１８０円まで」に改める。

（はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部改正）

第５２条 はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成８年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

「

円	円	円	円	円	円
810	930	1,040	1,860	1,970	2,900
810	930	1,040	1,860	1,970	2,900
810	930	1,040	1,860	1,970	2,900
420	480	540	960	1,020	1,500
820	940	1,060	1,890	2,000	2,950

別表中 を

」

「

円	円	円	円	円	円
820	940	1,050	1,890	2,000	2,950
820	940	1,050	1,890	2,000	2,950
820	940	1,050	1,890	2,000	2,950
420	480	550	970	1,030	1,520
830	950	1,070	1,920	2,030	3,000

に改める。

」

（廿日市市上水道事業給水条例の一部改正）

第５３条 廿日市市上水道事業給水条例（昭和４２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「に１００分の１０８を乗じて得た額」を削り、同条第１号の表及び第２号の表を次のように改める。

(1) 通常の使用の場合

基本水量 (１月につき)	基本料金 (１月につき)	超過水量 (１月につき)	超過料金 (１立方メー
-----------------	-----------------	-----------------	----------------

			トルにつき)
10立方メートルまで	1,281円50銭	10立方メートルを超え 15立方メートルまで	169円40銭
		15立方メートルを超え 20立方メートルまで	209円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	222円20銭
		30立方メートルを超え るもの	228円80銭

(2) 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合

区分	料金 (1立方メートルにつき)
臨時に使用する場合	715円
消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合	228円80銭

第33条第1項中「に100分の108を乗じて得た額」を削り、同項の表を次のように改める。

口径	使用料
13ミリメートル	104円50銭
20ミリメートル	143円
25ミリメートル	176円
40ミリメートル	401円50銭
50ミリメートル	1,353円
75ミリメートル	1,771円
100ミリメートル	2,255円
150ミリメートル	3,630円
200ミリメートル	5,082円
250ミリメートル	11,000円
300ミリメートル以上	市長が別に定める額

第 3 3 条の 2 第 1 項中「に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額」を削り、同項の表を次のように改める。

メーターの口径	納付金額
1 3 ミリメートル	55, 000円
2 0 ミリメートル	137, 500円
2 5 ミリメートル	253, 000円
4 0 ミリメートル	880, 000円
5 0 ミリメートル	1, 650, 000円
7 5 ミリメートル	4, 840, 000円
1 0 0 ミリメートル	9, 680, 000円
1 5 0 ミリメートル	26, 400, 000円
1 5 0 ミリメートルを超えるもの	市長が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中廿日市市手数料条例別表第 1 号及び第 1 9 条中廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例第 7 条第 1 項の改正規定並びに第 4 3 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から、第 2 条中廿日市市手数料条例別表第 5 号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）附則第 1 条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の廿日市市行政財産の使用料に関する条例別表第 1、廿日市市市民センター条例別表第 1、廿日市市浅原中央活性化センター設置及び管理条例別表、廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例別表、廿日市市市民活動センター条例別表、廿日市市佐方会館設置及び管理条例別表、廿日市市産業交流センター設置及び管理条例別表、極楽寺山憩の森施設設置及び管理条例別表、廿日市市漁港管理条例

別表第1、廿日市市火葬場設置及び管理条例別表、廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例別表、廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例別表、廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例別表、廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例別表、廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例別表、廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例別表、廿日市市地域保健センター設置及び管理条例別表、廿日市市立学校施設使用条例別表、廿日市市社会体育施設設置及び管理条例別表、廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例別表、はつかいち市民図書館設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設等の使用の許可を受ける者に係る使用料について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の廿日市市宮浜温泉水供給条例、廿日市市小規模下水道条例、廿日市市下水道条例、廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例及び廿日市市上水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している配湯設備、小規模下水道、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道又はメーターの使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料又は料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料又は料金（施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である配湯設備、小規模下水道、公共下水道、農業集落排水処理施設、水道又はメーターの使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料又は料金を前回確定日（その直前の使用料又は料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料又は料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたとき

は、これを1月とする。

- 5 施行日前に改正前の宮島水族館設置及び管理条例別表第1に定める入館料を納付している者が同日以後に当該納付に係る施設の利用をする場合の当該施設の利用に係る入館料については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に第36条の規定による改正前の廿日市市自転車等の放置防止に関する条例第8条第2項又は第9条第2項の規定により移送された自転車等の措置に要する費用については、なお従前の例による。
- 7 第38条の規定による改正前の廿日市市公園条例第21条第3項の規定により発行された定期利用券（以下この項において「旧定期利用券」という。）を購入した者でこの条例の施行の際現に有効期間（旧定期利用券に付された有効期限までの期間をいう。）が満了する前の旧定期利用券を所持するものは、当該有効期間が満了するまでの間は、廿日市市スポーツセンターのプール、トレーニング室又はサウナ室を利用することができる。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図る目的で、使用料等を見直しを行うとともに、消費税法等の一部が改正され、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、使用料等の額を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 2 号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第16条を第23条とする。

第15条中「第3条の許可」を「使用許可」に、「墓地」を「墓所等」に改め、同条を第22条とし、第14条の2を第21条とする。

第14条の見出し中「無縁墳墓」を「無縁墳墓等」に改め、同条中「第5条第3号」を「第9条第1項第3号」に、「墓地」を「墓所又は樹木葬墓」に、「焼骨」を「埋蔵された焼骨」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第20条とする。

2 市長は、樹木葬墓の利用者が更新許可を受けず第12条の規定により当該樹木葬墓を返還した場合は、当該樹木葬墓に埋蔵された焼骨を合葬墓に改葬することができる。

第13条ただし書中「当該各号に定める額の既納使用料等」を「既納使用料等の全部又は一部」に改め、同条第1号中「第6条第3項」を「第10条第3項」に、「墓地」を「墓所等」に、「ときは、既納使用料等相当額」を「とき。」に改め、同条第2号中「墓地」を「墓所等」に、「ときは、既納使用料等相当額」を「とき。」に改め、同条を第19条とする。

第12条を削る。

第11条中「市長は、」を削り、「及び第二霊峯墓苑について、1区画につき128,000円」を「、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑の利用者は、別表第3に定める額」に、「1回限り使用許可証交付の際徴収する」を「別に定める期日までに支払わなければならない」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料等の減免）

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、墓所等の使用料

及び管理料の全部又は一部を減免することができる。

第10条中「市長は、」を削り、「第二霊峯墓苑」の次に「、第三霊峯墓苑」を加え、「について、1平方メートルにつき330,000円」を「の使用者は、別表第2に定める額」に、「1回限り使用許可証交付の際徴収する」を「使用許可又は更新許可を受けた際に支払わなければならない」に改め、同条を第16条とする。

第9条を削る。

第8条中「使用者が、その」を「墓所、樹木葬墓又は合葬墓（生前申込みによる場合に限る。）の使用者がその」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（転貸等の禁止）

第14条 使用者は、次条に定める場合を除くほか、墓所等を他の者に貸し、又はその使用する権利（以下「使用権」という。）を他の者に譲渡してはならない。

（使用権の承継）

第15条 墓所及び樹木葬墓の使用権は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わつて祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。

第7条の見出し中「墓地」を「墓所等」に改め、同条中「墓地」を「墓所等」に改め、「なつた場合」の次に「、更新許可を受けなかつた場合」を加え、「第5条」を「第9条第1項」に、「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条を第12条とする。

第6条第2項中「他の墓地」を「他の墓所等」に改め、同条第3項中「当該墓地」を「当該使用地」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（焼骨の不返還）

第11条 合葬墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第5条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用者」を「墓所等の使用者」に、「使用許可」を「当該

使用者に係る使用許可」に改め、同条第1号中「この条例」の次に「又はこの条例に基づく規定」を加え、同条第2号中「許可」を「使用許可」に改め、同号ただし書中「碑表」を「墓所において碑表」に改め、「設けたとき」の次に「又は生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けたとき」を加え、同条第3号中「使用者」を「墓所又は樹木葬墓の使用者」に改め、同条第4号中「使用者」を「墓所又は樹木葬墓の使用者」に、「継承」を「承継」に改め、同条第5号中「使用地を第2条の2以外の目的」を「使用地（使用許可を受けた墓所等をいう。次条において同じ。）を第4条に規定する目的以外」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 樹木葬墓の使用者が、第17条に規定する管理料を3年間納付しないとき。

第5条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

- 2 生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けた者が死亡した日から5年を経過しても当該者の焼骨を埋蔵しないときは、当該使用許可は、その効力を失う。

第4条を削る。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（使用許可）」を付し、同条各号列記以外の部分中「墓地」を「墓所、樹木葬墓及び合葬墓（以下「墓所等」という。）」に、「次の事項を記載した書類を、市長に提出して、その許可」を「市長の許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、使用許可に墓地の管理上必要な条件を付することができる。

第3条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（使用期間）

第6条 墓所等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 墓所 永年

(2) 樹木葬墓 30年

(3) 合葬墓 永年

2 前項第2号に掲げる施設については、あらかじめ市長の許可（以下「更新許可」という。）を受けて、使用期間を更新することができる。（使用許可を受けることができる者）

第7条 墓所等の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時において次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 本市に住所を有する者であること。ただし、死亡時に本市に住所を有した者の焼骨を埋蔵しようとする者は、この限りでない。

(2) 焼骨を保有していること。

(3) 祭祀を主宰する者であること。

(4) 現に他の墓所又は樹木葬墓を使用していないこと。

(5) 墓所又は樹木葬墓の使用許可を受ける場合において、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、生前申込みにより合葬墓の使用許可を受けることができる者は、使用許可の申請時において次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 本市に引き続き1年以上住所を有する者であること。

(2) 年齢が70歳以上の者であること。

(3) 現に墓所又は樹木葬墓を使用していないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（公募）

第8条 市長は、墓所等を使用しようとする者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、公募によらないで墓所等を使用させることができる。

第2条の2中「墓地」を「墓所」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 樹木葬墓及び合葬墓は、焼骨の埋蔵の用に供する目的以外に使用す

ることはできない。

第2条の次に次の1条を加える。

(施設)

第3条 第三霊峯墓苑に樹木葬墓及び合葬墓を、その他の墓地に墓所を置く。

別表第二霊峯墓苑の項の次に次のように加える。

第三霊峯墓苑	廿日市市宮内3995番地
--------	--------------

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第16条関係)

区 分	単 位	使用料
墓所	1平方メートルにつき 永年	330,000 円
樹木葬墓 (使用許可による場合)	1区画につき 30年間	250,000 円
樹木葬墓 (更新許可による場合)	1区画につき 30年間	50,000 円
合葬墓	1体につき 永年	50,000 円

別表第3 (第17条関係)

区 分	単 位	管理料
墓所	1区画につき 永年	128,000 円
樹木葬墓	1区画につき 3年ごとに	12,000 円

第2条 廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第16条中「、中空墓苑」及び「、裏ヶ嶽墓苑」を削る。

別表第1 中空墓苑の項及び裏ヶ嶽墓苑の項を削る。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の廿日市市墓地

設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の廿日市市墓地設置及び管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

第三霊峯墓苑を設置し、その使用料等について規定するとともに、地元管理組合で管理を行っている一部の市営墓地について、公の施設としての墓地を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市保健福祉研修センターの会議室を改修し、児童福祉事業の用に供することに伴い、当該会議室を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の
一部を改正する条例

廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成 24 年
条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 8 号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法第 4 条第 1 項の第 2 次試験の技術部門のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の廿日市市水道事業における布設工事監督者等に関する条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の第 2 次試験の技術部門のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(提案理由)

技術士法施行規則の一部が改正され、布設工事監督者の資格要件が改められることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 5 号

はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

はつかいちアルカディア設置及び管理条例を廃止する条例

はつかいちアルカディア設置及び管理条例（平成 9 年条例第 1 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（廿日市市公共施設における禁煙等推進条例の一部改正）

2 廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成 3 0 年条例第 3 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 1 1 号ま
でを 1 号ずつ繰り上げる。

(提案理由)

はつかいちアルカディアを廃止し、当該施設を再整備するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 6 号

廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市障害児放課後クラブ条例を廃止する条例

廿日市市障害児放課後クラブ条例（平成１５年条例第９４号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを行う事業所が増加し、所期の目的が達成されたことに伴い、障害児放課後クラブ事業を終了するため、この条例案を提出するものである。

議案第 38 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

「

2 の (3) の表中	公園整備事業（再掲）	廿日市市	
-------------	------------	------	--

」

「

を	公園整備事業（再掲）	廿日市市		に改める。
	宮島公衆トイレ改修事業	廿日市市 (広島県)		

」

4 の (2) のウ中「及び水利施設」を「、水利施設及び通信システム」に改める。

「

4 の (3) の表中	消防水利施設整備事業	廿日市市	
-------------	------------	------	--

」

を	「		
	消防水利施設整備事業	廿日市市	
	消防通信指令管制システム整備事業	廿日市市 (広島市)	に改める。
	消防艇係留施設整備事業	廿日市市	
」			

「			
5 の (3) の表中	吉和地域高齢者施設整備事業	廿日市市	
」			

を	「		
	吉和地域高齢者施設整備事業	廿日市市	
	宮島福祉センター施設整備事業	廿日市市	に改める。
」			

(提案理由)

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、宮島公衆トイレ改修事業、消防通信指令管制システム整備事業、消防艇係留施設整備事業及び宮島福祉センター施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 4 2 2	第 1 森宗線	廿日市市原字森宗 7 5 2 番 9 地先	廿日市市原字森宗 7 6 8 番 6 地先
1 4 2 3	堂 垣 内 広 池 山 線	廿日市市上平良字堂 垣内 3 8 4 番 6 地先	廿日市市上平良字藤 原尾甲 2 7 6 番地先
1 4 2 4	総 合 病 院 連 絡 線	廿日市市地御前一丁 目 1 1 0 0 番 2 地先	廿日市市地御前一丁 目 9 8 7 番 1 8 地先
1 4 2 5	鱈 浜 1 1 号路線	廿日市市阿品一丁目 2 0 7 4 番 1 地先	廿日市市阿品一丁目 1 9 7 3 番 3 8 地先
1 4 2 6	鱈 浜 1 2 号路線	廿日市市阿品一丁目 1 9 7 3 番 6 7 地先	廿日市市阿品一丁目 1 9 7 3 番 6 2 地先
4 0 1 9	赤崎 3 号線	廿日市市宮島口一丁 目 9 0 9 4 番 2 地先	廿日市市宮島口一丁 目 2 6 1 6 番 2 2 地 先

4 6 6 9	筏津 5 号線	廿日市市大野字陣場 1 2 3 6 番 9 地先	廿日市市大野字陣場 1 2 3 7 番 1 0 地先
4 6 7 0	橋本 2 号線	廿日市市大野中央二 丁目 4 8 2 3 番 2 0 地先	廿日市市大野中央二 丁目 4 8 2 4 番 1 1 地先
4 6 7 1	原 ノ 前 8 号 線	廿日市市大野原二丁 目 5 6 1 1 番 5 地先	廿日市市大野原二丁 目 5 6 1 1 番 1 2 地 先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
5 9 1	鱈 浜 2 号 支 線	廿日市市阿品一丁目 2 0 7 2 番 1 地先	廿日市市阿品一丁目 戊 2 0 7 3 番地先
4 0 1 9	赤崎 3 号線	廿日市市宮島口一丁 目 2 6 2 0 番 3 地先	廿日市市宮島口一丁 目 2 6 1 6 番 2 2 地 先

(提案理由)

開発行為により設置した新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 0 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 損害賠償額 8, 1 4 3, 6 4 0 円
- 2 債 権 者 広島市西区楠木町二丁目 1 0 番 1 4 - 7 0 3 号
倉本商事有限会社
代表取締役 倉 本 知 明

(提案理由)

平成30年7月7日佐方小学校で発生した造成法面崩壊事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 1 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり廿日市市立小中学校空調設備整備事業の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 廿日市市立小中学校空調設備整備事業
- 2 工事場所 廿日市市本町 2 番 1 3 号外 2 3 箇所
- 3 請負金額 1, 1 3 6, 1 6 0, 0 0 0 円（工事請負に係る額）
- 4 請 負 者 代表企業 廿日市市串戸四丁目 2 番 9 号
株式会社 中電工廿日市営業所
所長 原 田 暁 宜
構成企業 広島市中区袋町 5 番 2 5 号
株式会社 日立建設設計中国事務所
所長 野 中 健 司
構成企業 安芸郡府中町茂陰一丁目 2 番 1 0 号
株式会社 中国日立
代表取締役 岡 田 邦 利

(提案理由)

廿日市市立小中学校空調設備整備事業の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 2 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 水 中 誠 三

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員水中誠三の任期が、平成31年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 4 3 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会委員に任命する
ことについて、市議会の同意を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 片 嶋 学

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員山下芳樹の任期が、平成31年3月10日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 兒 玉 宣 明

氏 名 前 田 幸 子

氏 名 正 留 律 雄

氏 名 増 田 育

(提案理由)

人権擁護委員兒玉宣明、前田幸子、正留律雄及び増田育の任期が、平成31年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。